

高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げ等に関する意見書

昨今、高齢者の所在不明が次々と報告され、大きな社会問題となっているが、この背景には、高齢者の貧困問題があると指摘されている。

この10年間に、年金は三度引き下げられているのに加え、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、低所得高齢者の住民税非課税措置の廃止で、所得税及び住民税の負担がふえ、さらには、国民健康保険税や介護保険料の引き上げなどで、生活水準は実質低下し、高齢者の生活を脅かしている。

とりわけ無年金者及び低年金者は、日々の生活にも困窮しており、安心して老後を送ることができなくなっている今、憲法で保障された最低生活を保障することは、喫緊の課題となっている。

現在、無年金者は100万人を超える、低年金者はその何倍にも上ると言われているが、国民年金の満額受給者さえも、苦しい生活を強いられているのが実情である。また、国民年金保険料の納付率は60%前後まで低下し、将来の無年金者、低年金者の増加が懸念されている。

よって、国においては、無年金者及びすべての年金生活者の生きる希望と生活を確保するため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 無年金者及び低年金者に「生活支援金」を支給すること。
- 2 消費者物価指数が下がっても、2011年度の年金は引き下げないこと。
- 3 高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様
衆議院議長 横路 孝弘 様
参議院議長 西岡 武夫 様